

令和 5 年 5 月 29 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2022

課題番号：17K03186

研究課題名（和文）初期中世ヨーロッパ社会における「威嚇」の作法・形態・機能に関する研究

研究課題名（英文）Studies on threats and menaces in early medieval Europe: codes, forms, and functions

研究代表者

菊地 重仁（KIKUCHI, Shigeto）

東京大学・大学院人文社会系研究科（文学部）・准教授

研究者番号：80712562

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究においては、とりわけ8・9世紀のフランク王国の君主文書および命令書における威嚇文言に関して研究成果が得られた。例えばインムニタス特権関連文書における権利侵害に対する罰金設定や、君主の命令書における「恩恵」の剥奪という威嚇文言に注目し、それぞれを政策策定・遂行過程の中で文脈化することに成功した。さらに教皇文書に見られる霊的威嚇（破門、神の怒り等）を分析し、9世紀の教皇たちによる教皇権威の強調の試みと結びつけることにも成功した。他方、編年誌などの歴史叙述史料の分析からは、同時代人たちが「威嚇」という行為を状況に応じて肯定的にも否定的にも捉えていたことが示された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、威嚇が効果を持つには、その背後にある力が威嚇者と被威嚇者の双方に共有されていないとすることを前提として進められた。威嚇の作法・様態・機能・認識などを威嚇者・被威嚇者・観察者のそれぞれに目を向けた考察を進める中、一つの社会あるいは文化圏における威嚇をめぐるこれらの諸要素の総体を「威嚇の文化」として把握するという視角が得られた。こうした文化が共有されている状況においては、威嚇が秩序の創出・安定に寄与し得ること、他方でこれら共有されていない場合は対立のエスカレートにつながり得る。こうした視角・地検は現代社会の把握にも寄与し得るものと思われる。

研究成果の概要（英文）：In this study, I focused particularly on sanction clauses in documents and mandates of Frankish monarchs during the 8th- and 9th-century. For example, I analysed the threats of fines for infringement of rights in the documents related to the immunity-privileges and the threats of deprivation of "gratia" in mandates of monarchs, and succeeded in contextualizing each in the process of policy formulation and implementation. I also analyzed spiritual threats (excommunication, wrath of God, etc.) found in papal documents and succeeded in linking them to attempts by ninth-century popes to emphasize papal authority. On the other hand, the analysis of historical narratives, such as the annals, showed that contemporaries viewed the act of "threat and menace" either positively or negatively, depending on the circumstances.

研究分野：西洋中世史

キーワード：フランク王国 威嚇 文書形式学 刑罰 命令伝達・執行 訓戒

1. 研究開始当初の背景

カロリング朝フランク王国をはじめとしたヨーロッパ初期中世の様々な政体が、近現代の諸国家とは異なる原理で動いていることが研究者たちによって広く認識されるようになって久しい。そこでは精緻に設計された制度に依拠した国家統治・社会維持体制が存在していたわけでもなく、かといってまったくもって自力救済の原理が貫徹していた社会でもなかった。秩序の創出・維持の基盤となりうる法や制度が用意されつつも、運用に際しては、あるいはそれらがカバーしない範囲については、各地の当事者たちや彼らに影響力を行使しうる有力者たちとの人的関係性が社会の安定に大きな意味を持った(例えば M. Innes, *State and society in the early Middle Ages*, 2000 を参照)。そうした初期中世の人々が、紛争の解決など秩序の回復・創出・維持を試みる際に、共有していた価値観の体系・行動の文法がいかなるものだったのかは、F. L. Cheyette や S. D. White の研究を受けて、20 世紀末以降、G. Althoff を中心としたドイツのミュンスター学派をはじめとする各国の研究者たちが競って明らかにしてきたところである。

こうした状況で、研究代表者が秩序創出・維持に際し機能した要素として注目したのが「威嚇」である。「威嚇」・「恫喝」は「強制」にも通じるところがあるが、いずれにせよ威嚇者の思惑に沿うかたちで相手に行動させることを意図したものである。研究代表者は従来カロリング朝時代の政治秩序の実現を、政治的コミュニケーションという視点から研究し、文書史料や書簡史料、使者に関する史料を徹底的に分析してきたが、交渉の場面・紛争解決の場面を中心に、意向を通すため威嚇を試みる事例に多く出くわした。交渉における威嚇という現象自体は必ずしも西洋中世に限られたものではない。しかし初期中世のヨーロッパ中世に社会における威嚇の形態・機能は、当時の政治文化・宗教文化の中で文脈化しなくては、その意味を理解することはできない。例えば『フランク王国年代記』によれば、カール大帝は従兄弟であるバイエルン大公タシロ 3 世と紛争状態に陥っていたが、787 年に大軍を率いてバイエルンへ向かうという軍事的威圧によりタシロの無血降伏を実現した。注目すべきはカール側の威嚇の仕方である。カールは大軍を率いて進軍するも、決してバイエルン領内には踏み入らなかった。自然境界線となっていたレヒ川のほとりに軍を止めおく形で威嚇を続けたのである。ここからカールらに共有されていた軍事的・暴力的威嚇の作法を読み取ることができるのか、あるいは年代記作者が良きものと考え(そして場合によっては実際のカールの行動を「捻じ曲げて」記述した)威嚇の作法を読み取ることができるのか、結論は詳細な研究を経たのちでなくては述べられない。しかしこれに類するような、威嚇によって紛争の解決を試みているケースそれぞれにおいても、同時代人たちが威嚇に関して何らかの価値観を共有していたような節が見て取れたのである。

こうした武力を背景とする威嚇と並び、キリスト教社会で大きな影響力をもったのは、破門を筆頭とした霊的権威による威嚇である。しかしこれを、教皇や司教ら聖界権力が世俗有力者に対抗するための手段と単純に捉えるわけにはいかない。例えば中世キリスト教世界の頂点と容易に想定しがちな教皇権に関してさえ、初期中世において教皇権はなお権威拡大の途上にあり、イタリア半島からアルプス山脈の北側へ影響力を行使する手段もごく限られたものだったという事情がある。そうした状況において、いつ、誰が、誰を、破門をもって威嚇した(できた)のか、という事例は、一つ一つ丁寧に分析する必要がある。こうした機運は、初期中世における破門に関する近年の研究でも確認出来る(例えば G. Bührer-Thierry et al. ed., *Exclure de la communauté chrétienne*, 2015)。

また威嚇が初期中世社会において抑止力として機能していた様を考察する際に重要な史料が、寄進・交換・売買などの法行為を記録した私文書である。文書に記録された法行為を侵害する者に対して、神罰ないしは聖人による罰が与えられるという文言(霊的威嚇)や、具体的な金額とともに損害賠償・罰金が科せられるという文言(刑罰による威嚇)が見られる。これらは併記されることもあれば、どちらか一方のみが記載されることもあり、研究者たちは合わせて「威嚇条項」と呼んでいる。初期中世文書に見られる威嚇条項に関しては 20 世紀前半にドイツで 2 本の論文が公刊されて以降、研究者たちの関心からは外れていた。2009 年に佐藤彰一がメロヴィング期の私文書における威嚇条項を取り上げているが、主要な関心は、威嚇的に予告されている罰金の徴収システムが存在したか否かという点にあったように思われる。しかし問題はそうしたシステムの有無のみならず、文書作成者(当該法行為の当事者)が、いかなる公権力を頼りにして威嚇を行っているのか、という点にある。研究代表者は以前バイエルンを事例に、100 年ほどの期間中に観測される威嚇条項書式の変化を、地域を統括する上位権力の変遷と結びつけて説明したが、こうした分析は、フランク世界各地から伝わる私文書について、地域別に分析が積み重ねられなくてはならない。なぜなら、予告される賠償額や罰金額、罰金の支払い先、霊的威嚇と刑罰的威嚇の組み合わせ方など、威嚇条項の用方には明らかに地域差が認められるからである。なお私文書での威嚇条項の積極的な活用は、君主文書と著しい対照をなしている。フランク国王の文書の大半にはこうした威嚇条項に該当する書式が含まれていない。文書をもって証明された権利内容の侵害に対する刑罰を明示することで威嚇するような書式がヨーロッパ中世の君主文書に日常的に組み込まれるようになったのは、中世盛期以降である。したがって、威嚇条項の不在の意味を探ることは、近年盛んに研究が行われている文書機能論の深化にもつながる

可能性がある。

加えて中世社会における威嚇のもう一つ特徴的な点は、威嚇対象が生者に限られていなかったという点にある。中世中期に関する P. Geary の論文「聖人に対する恫喝」(原著 1994 年、翻訳 1999 年) が示すように、要望の実現のため中世人は奇跡をなす聖人をも威嚇・恫喝したのである。同様の事例が本研究の対象となる初期中世社会においても存在したのか、興味をかき立てられる問題であるものの、これに関する研究は見られなかった。

以上述べたような、初期中世社会における威嚇の諸側面は、断片的に個別研究の中で触れられているものの、威嚇そのものが当該社会においてどのような行為であったのかを総合的に考察した研究は存在しなかった。ここに、本研究が計画された意義があった。

2. 研究の目的

威嚇が効果を持つには、その背後にある力が威嚇者と被威嚇者の双方に共有されていなくてはならない。それが目に見える暴力ということもあれば、公的と認められた権力・権威の場合もあり、あるいは神や聖人といった霊的な権威である場合もあった。また自らの力を背景に威嚇を行う場合もあれば、公権力など他者の威光を借りて威嚇する場合もある。様々な力を頼りにしつつ、しかし共有された価値観・作法に則って威嚇が行われることによって初めて、紛争の阻止あるいは解決が果たされたものと考えられる。したがって、明らかにすべきは、カロリング期を中心とした初期中世ヨーロッパ社会において威嚇行為が果たした強制力あるいは抑止力としての機能、それぞれの作法・形態・効果、そしてそれらの歴史的変遷である。これらの考察を通じて、当該社会における秩序創出・維持のあり方に関する理解を深化させることが企図された。

3. 研究の方法

(1) 史料類型に即した分析

文書史料の分析

カロリング期フランク王国から伝来する私文書中の威嚇条項を分析する。前述のとおり、威嚇条項には霊的威嚇と刑罰による威嚇(世俗的威嚇)の2種が確認され、両方が併記される場合とどちらか一方のみが用いられる場合がある。威嚇条項が記載された文書を収集し、これらの用法と文言の変化を、当該文書が作成された地域の歴史的・政治的文脈、文書で扱われている法行為の内容などをパラメータとしつつ分析する。その際、同じような時期・地域から伝来しつつも威嚇条項が記載されていない文書との比較を行うことにより、威嚇条項の歴史的意義をよりいっそう明確にするよう努める。こうした比較の材料として、同時期・地域から伝来する私文書のみならず、君主文書をも引き合いに出す。

書簡、論説における威嚇

カロリング期に行われた政治交渉の一端は、書簡や論説といったテキストの形で見て取れる。これらの史料に見られる言説において、著者たちが自陣営の主張を通すために威嚇という手段をどのように用いていたのか、著者たちに共通して見られる価値観・作法の有無に注目しつつ分析を行う。

叙述史料の分析

編年史、年代記、聖人伝といった叙述史料において、威嚇の場面がどのように書き留められているのかを分析する。

(2) 分析の視角

威嚇の類型化の試み

大きく分けて2つの分類基準を想定した。1つ目が、自らの力(権力・武力・権威など)を頼りとした直接的威嚇と、他者の力(公的権力、宗教的権威など)を頼りとした間接的威嚇、という分類である。もう1つは、武力・暴力・世俗権力による威嚇と霊的威嚇との区別である。研究を進める中で、より精緻な分類の可能性も探る。

近接諸学における研究成果の摂取と検討

「威嚇」という行為は政治学・法学・社会学・文化人類学においても研究の対象となっている。こうした諸学における威嚇研究の成果を摂取し、ヨーロッパ初期中世社会の状況を分析する際の有用性を検討する。

4. 研究成果

研究過程においては、研究代表者が従来主要な分析対象としてきた初期中世ヨーロッパの証書史料の調査がとりわけ進展した。まず限られた数の君主文書中に見られる威嚇文言の分析から得られた成果を、研究代表者が主催したカロリング期のコミュニケーションに関する国際ワークショップにて報告し、その後2度に渡る海外での研究会報告を経て *Spicilegium* 誌で公開した。8世紀から9世紀初頭までのフランク君主文書において威嚇の文言を盛り込んだ事例は極めて少なく、権利侵害を未然に防ぐための罰金設定を伴うものはインムニタス特権に関わる文書に限られる。同論文は、こうした文書の登場と一時的消滅、さらには9世紀半ばにおける一般化までをよりの確に理解するため、カール大帝期の特性を浮き彫りにした上で、文書型式学的観点からの分析に加え、フランク君主の教会保護政策の進展やアドホックな権利授与から一般的立法行為への移行といった文脈の中への位置付けを試みたものである。

さらにメロヴィング朝・カロリング朝の君主たちの命令書を中心とした威嚇行為・表現の分析

からも成果が得られた。君主による「恩恵」の剥奪という威嚇文言に注目し、同種の威嚇が行われた文脈や媒体、「恩恵」剥奪が実行された際の「罰」としての意義などを分析した。この種の威嚇を命令の遵守を徹底するための工夫ととらえた上で、フランク諸王の統治における「威嚇」行為の意味を、命令伝達・執行という文脈の中で考察した論文が2022年に論文集『中世ヨーロッパの政治的結合体：統治の諸相と比較』に収録され公刊された。

さらに、教皇文書に見られる霊的威嚇（破門、神の怒り等）を分析する中で得られた知見は、8・9世紀の教皇の権威が同時期のフランク王国において如何様に評価されていたのかを論じた英語論文に組み込んだ。同論文は中世の教皇権を扱った論集に収録され、2023年初頭にRoutledge社から出版された。教皇による威嚇条項の利用に関して重要なのは次の点である。すなわち、同時期の教皇によるアルプス以北の受給者に宛てた特権状ないし権利確認文書の発給においては、フランク君主の依頼や仲介が大きな意味合いを持っていたことが明らかになった一方、教皇がそうした文書をもって文書受給者の財産を保護しようとする際には、財産侵害の際の霊的処罰を引き合いに出しつつ仲介者である当該君主をも威嚇することで、教皇の権威を強調する試みがなされていたことも示されたのである。

他方、年代記や君主の伝記などの歴史叙述史料からも「威嚇」に関連する情報を抽出する作業を進めた。そうした作業の成果の一つが、9世紀半ば頃の叙述史料（とりわけニタルドゥス『歴史』や『サン・ベルタン編年誌』、『フルダ編年誌』、およびルートヴィヒ敬虔帝の伝記2点など）を用いつつ、同時期における使者を通じたカロリング朝君主間の交渉を論じた英語での学会報告（2017年）であり、交渉過程で確認される威嚇の諸相を示すことができた（同報告は英語論文としてまとめ入稿済であるが、収録した論文集は残念ながら未刊行のままである）。ここでは威嚇行為が状況に応じて同時代人たちによって肯定的（秩序を生み出すもの）あるいは否定的（状況を不安定にするもの）に捉えられていたことが示された。

またカロリング期に執筆された編年誌・年代記などの歴史叙述史料の分析を進める中、「威嚇」認識を考察するための材料として「脅威」認識に関する事例の収集にも努めた。例えば海域世界及びその世界の住人たち（ヴァイキングなど）の「脅威」としての描かれ方に注目し、威嚇の作法・認識に関する考察を進めた。成果の一部は日本西洋史学会大会小シンポジウム、ベルリン自由大学での研究セミナーおよび南カリフォルニア大学での研究セミナーで報告した。さらに、「フランキア」やフランク王国、「(西方)キリスト教世界」などという（空間的な、あるいは概念的な）「まとまり」についてそれぞれ考察し文章を執筆する過程で、「外部」との「境界」に関する同時代認識に関する知見を得た。上記の海域世界との境界でありかつ接点でもある海岸を含め、「境界」は威嚇行為実践の場の一つであるがゆえに、今後の研究の方向性をさらに多角化することができたと言える。

コロナ禍において予定していた研究作業に着手しきれなかったため研究期間を1年延長することにはなったが、研究期間全体を総括してみるならば、文書史料の分析を中心として、種々の研究の成果を公にすることができたものと思われる。2022年度末に公刊された「ヨーロッパ初期中世の政治文化をめぐって：『威嚇』の様態を考える」は、専門家以外を対象とした講演録ではあるが、本研究全体を総括する内容になっていると言える。研究期間全体を通じて、威嚇の作法・様態・機能・認識などを威嚇者・被威嚇者・観察者のそれぞれに目を向けた考察を進める中、一つの社会あるいは文化圏における威嚇をめぐるこれらの諸要素の総体を「威嚇の文化」として把握するという視角が得られた。残された課題の一つは、フランク世界の「威嚇の文化」を、環地中海世界という広いパースペクティブで比較史的に論じるということにあるが、こうした課題には今後随時取り組んでいきたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 菊地重仁	4. 巻 36
2. 論文標題 ヨーロッパ初期中世の政治文化をめぐって：「威嚇」の様態を考える	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 文化交流研究：東京大学文学部次世代人文学開発センター研究紀要	6. 最初と最後の頁 19-26
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 菊地重仁	4. 巻 12
2. 論文標題 記録を残し記憶が残る：カロリング期の史料と中世におけるカロリング期にまつわる過去の想起	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 西洋中世研究	6. 最初と最後の頁 2-18
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 Shigeto Kikuchi	4. 巻 3
2. 論文標題 Communication techniques and their effects in the Carolingian age: Preface	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Spicilegium	6. 最初と最後の頁 1-2
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 Shigeto Kikuchi	4. 巻 3
2. 論文標題 Threat and menace for stability: on the use of sanction clauses under the early Carolingians	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Spicilegium	6. 最初と最後の頁 15-25
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 Shigeto Kikuchi	4. 巻 38
2. 論文標題 [研究ノート] Some remarks on consensual aspects in the Carolingian monastic communities	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 青山史学	6. 最初と最後の頁 37-52
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.34321/21421	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 菊地重仁	4. 巻 126-5
2. 論文標題 2016年の歴史学界 回顧と展望 : ヨーロッパ / 中世 / 一般	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 史学雑誌	6. 最初と最後の頁 305-307
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 菊地重仁	4. 巻 126-5
2. 論文標題 2016年の歴史学界 回顧と展望 : ヨーロッパ / 中世 / 中東欧・北欧	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 史学雑誌	6. 最初と最後の頁 311-316
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

[学会発表] 計13件(うち招待講演 3件/うち国際学会 7件)

1. 発表者名 Shigeto Kikuchi
2. 発表標題 Empire Surrounded by Seas: Carolingian Images and Perceptions of the Sea
3. 学会等名 Premodern Mediterranean Seminar, University of Southern California Dornsife, Center for the Premodern World(招待講演)(国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Shigeto Kikuchi
2. 発表標題 Authorities and Consensus Building in the Carolingian Monastic World: in a Case of a Conflict
3. 学会等名 Authority and Consent in Medieval Religious Communities (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Shigeto Kikuchi
2. 発表標題 Briefe der Geistlichen in der Karolingerzeit: Zwecke und Funktionen
3. 学会等名 国際シンポジウム 中世社会と書状 文書実践の日欧比較 (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 菊地重仁
2. 発表標題 海域世界の中のカロリング帝国
3. 学会等名 第70回日本西洋史学会大会小シンポジウム「中世北ヨーロッパにおける海域ネットワーク、島嶼、政治権力」
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 菊地重仁
2. 発表標題 Vorstellungen der maritimen Welten in den karolingischen Geschichtsschreibungen
3. 学会等名 Forschungskolloquium zur Geschichte der Spaetantike und des Fruehmittelalters, Freie Universitaet Berlin
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Shigeto Kikuchi
2. 発表標題 Sigebert von Gembloux und die Kapitularien Karls des Grossen
3. 学会等名 Forschungskolloquium zur Geschichte der Spaetantike und des Fruehmittelalters, Freie Universitaet Berlin
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Shigeto Kikuchi
2. 発表標題 Some remarks on consensual aspects in the Carolingian monastic world
3. 学会等名 Workshop: Authority and consent in medieval religious orders
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Shigeto Kikuchi
2. 発表標題 Poenformeln im Kontext: Zur fruehmittelalterlichen Kultur der Bedrohung
3. 学会等名 Stuttgarter Mittelalterwerkstatt (招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Shigeto Kikuchi
2. 発表標題 Ueberlegungen zur Kultur der Drohung im Fruehmittelalter: Einige Fallstudien
3. 学会等名 Forschungskolloquium zur Geschichte der Spaetantike und des Fruehmittelalters, Freie Universitaet Berlin
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Shigeto Kikuchi
2. 発表標題 Monk, monasteries and pastoral care in the Carolingian age:authorities and practice
3. 学会等名 Pastoral Care and Monasticism: ca. 800-1650 (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Shigeto Kikuchi
2. 発表標題 Threat and menace as communication technique in the Carolingian age
3. 学会等名 Communication techniques and their effects in the Carolingian age (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Shigeto Kikuchi
2. 発表標題 Verhandlungen und Kompromisse in der Karolingerzeit
3. 学会等名 Der 1. Workshop des Projekts: Kompromisse im Mittelalter. Erkundungen eines vernachlaessigten Themas (online) (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Shigeto Kikuchi
2. 発表標題 Motivations for travels in the Carolingian age
3. 学会等名 Fruehmittelalterliche Mobilitaet: Interdisziplinaere Zugaeng - Early medieval mobility: Interdisciplinary approaches, Heidelberger Akademie der Wissenschaften, 28-30. September 2022 (国際学会)
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計8件

1. 著者名 Shigeto Kikuchi	4. 発行年 2021年
2. 出版社 Harrassowitz	5. 総ページ数 1048
3. 書名 Herrschaft, Delegation und Kommunikation in der Karolingerzeit. Untersuchungen zu den Missi dominici (751-888) (Monumenta Germaniae Historica Hilfsmittel 31)	

1. 著者名 高山博 / 亀長洋子編	4. 発行年 2022年
2. 出版社 東京大学出版会	5. 総ページ数 648
3. 書名 中世ヨーロッパの政治的結合体 (担当: 加藤玄 / 菊地重仁 「第二部総説: 大陸ヨーロッパにおける政治的結合体とその統治」 pp. 121-129)	

1. 著者名 高山博 / 亀長洋子編	4. 発行年 2022年
2. 出版社 東京大学出版会	5. 総ページ数 648
3. 書名 中世ヨーロッパの政治的結合体 (担当: 菊地重仁 「『恩恵』の剥奪: フランク諸王の統治における『威嚇』行為に関する一考察」 pp. 131-150)	

1. 著者名 中野隆生・加藤玄編 (共著)	4. 発行年 2020年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 388
3. 書名 フランスの歴史を知るための50章 (執筆箇所: 菊地重仁 「『フランクシア』から『フランス』へ: 『フランク人』小史」 pp. 22-28)	

1. 著者名 三浦徹編（共著）	4. 発行年 2020年
2. 出版社 山川出版社	5. 総ページ数 248
3. 書名 750年 普遍世界の鼎立（歴史の転換期3）（執筆箇所：菊地重仁「西方キリスト教世界の形成」pp. 79-131）	

1. 著者名 Thomas Deswarte, Klaus Herbers, Helene Sirantoine, Shigeto Kikuchi et al.	4. 発行年 2018年
2. 出版社 Casa de Velazquez	5. 総ページ数 362
3. 書名 Ecriture et genre epistolaires (Ive-XIe siecle) (EPISTOLA 1: Collection de la Casa de Velazquez 165) (担当: "Praedikate und Epitheta als Anrede und Selbstbezeichnung: eine Untersuchung zu ihren Bedeutungen in der schriftlichen Kommunikation der Karolingerzeit", pp. 49-58)	

1. 著者名 Minoru Ozawa, Thomas Smith, Georg Strack, Shigeto Kikuchi et al.	4. 発行年 2023年
2. 出版社 Routledge	5. 総ページ数 222
3. 書名 Communicating Papal Authority in the Middle Ages (Studies in Medieval History and Culture) (担当: "Authority at a distance: popes, their media, and their presence felt in the Frankish kingdom", pp. 13-30)	

1. 著者名 堀越孝一編著、菊地重仁 他21名	4. 発行年 2018年
2. 出版社 清水書院	5. 総ページ数 503
3. 書名 悪の歴史 西洋編・下（担当：菊地重仁「ピピン：その登極をめぐる角逐と排除」pp. 20-32）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計1件

国際研究集会 Communication techniques and their effects in the Carolingian age	開催年 2019年～2019年
---	--------------------

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------